

平成26年12月1日

第8回倉吉市議会定例会議案

倉吉市

平成26年12月第8回 倉吉市議会定例会会期

12月1日	(月曜日)	本	会	議		
12月2日	(火曜日)	本	会	議		
12月3日	(水曜日)	本	会	議		
12月4日	(木曜日)	本	会	議		
12月5日	(金曜日)	予	備	日		
12月6日	(土曜日)	休		会		
12月7日	(日曜日)	休		会		
12月8日	(月曜日)	本	会	議		
12月9日	(火曜日)	予	備	日		
12月10日	(水曜日)	委	員	会		
12月11日	(木曜日)	委	員	会		
12月12日	(金曜日)	委	員	会		
12月13日	(土曜日)	休		会		
12月14日	(日曜日)	休		会		
12月15日	(月曜日)	委	員	会		
12月16日	(火曜日)	予	備	日		
12月17日	(水曜日)	議	事	整	理	日
12月18日	(木曜日)	本	会	議		

報 告

平成26年12月第8回倉吉市議会定例会に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

平成26年12月 1日

倉吉市議会議長 由 田 隆

記

市 長	石 田 耕太郎	水 道 局 長	池 田 弘 之
副 市 長	山 崎 昌 徳	監査委員事務局 長兼選挙管理委 員会事務局長	平 田 義 人
教 育 長	福 井 伸一郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 原 勝 則
総 務 部 長	池 田 将 登	教 育 委 員 会 事 務 局 長	涌 嶋 祐 二
企画振興部長	片 山 暢 博	総務部総務課長	山 中 敏 幸
福祉保健部長	塚 根 智 子		
産業環境部長	岩 本 善 文		
建 設 部 長	長 井 貴 徳		

目 次

報告第10号	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）…………… 1	
報告第11号	議会の委任による専決処分について（訴えの提起について）…………… 3	
報告第12号	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）…………… 5	
報告第13号	議会の委任による専決処分について（倉吉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について）…………… 7	
議案第72号	専決処分について（平成26年度倉吉市一般会計補正予算（第6号））……………	別冊
議案第73号	平成26年度倉吉市一般会計補正予算（第7号）……………	} 別冊
議案第74号	平成26年度倉吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	
議案第75号	平成26年度倉吉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	
議案第76号	平成26年度倉吉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）……………	
議案第77号	平成26年度倉吉市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）……………	
議案第78号	平成26年度倉吉市温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）……………	
議案第79号	平成26年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）……………	
議案第80号	平成26年度倉吉市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）……………	} 別冊
議案第81号	平成26年度倉吉市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）……………	
議案第82号	平成26年度倉吉市水道事業会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案第83号	倉吉市情報公開条例及び倉吉市個人情報保護条例の一部改正について…………… 10	
議案第84号	倉吉市地域産業振興基金条例の制定について…………… 17	
議案第85号	倉吉市立保育所条例の一部改正について…………… 19	
議案第86号	倉吉市国民健康保険条例の一部改正について…………… 22	
議案第87号	財産の減額譲渡について…………… 24	
議案第88号	エキパル倉吉及び倉吉市駐車場の指定管理者の指定について…………… 26	
議案第89号	倉吉市営温水プールの指定管理者の指定について…………… 27	
議案第90号	鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について…………… 28	

報告第10号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成26年12月1日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第9号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成26年10月7日

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 損害賠償額 32,292円
- 2 相手方 倉吉市 個人
- 3 事故の概要
 - (1) 事故発生年月日 平成26年9月11日
 - (2) 事故発生場所 倉吉市関金町大鳥居37番地21 関金都市3号公園横広場
 - (3) 事故状況 市嘱託職員が関金都市3号公園内で草刈り作業中、草刈り機で飛んだ石が隣接する広場に駐車中の相手方の車両に当たり、サイドガラスが破損し、相手方の車両に損害を与えた。
- 4 事故処理方法 示談による処理

報告第11号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成26年12月1日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第10号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

平成26年10月17日

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 訴えの相手方 倉吉市 個人
倉吉市 個人

2 請求の要旨

(1) 相手方らは、本市に対して、連帯して次の金員を支払え。

ア 被告らの子Aの平成22年6月から平成26年6月までに支払うべき学校給食費未納額の計
203,115円

イ 被告らの子Bの平成23年5月から平成26年6月までに支払うべき学校給食費未納額の計
154,161円

ウ 上記金額に対する、訴状送達の日から支払済みまで年5%の割合による金員

(2) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

3 事件の概要

(1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず、学校給食費を納付しなかった。

(2) よって、本市は、請求の要旨記載のとおり判決を求めて、訴えを提起するものである。

報告第12号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成26年12月1日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第11号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成26年10月20日

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 損害賠償額 99,494円
- 2 相手方 倉吉市 個人
- 3 事故の概要
 - (1) 事故発生年月日 平成26年6月30日
 - (2) 事故発生場所 倉吉市伊木282番地2先路上交差点内
 - (3) 事故状況 市職員運転の公用車が国道179号を北方へ直進中、青信号の伊木西交差点内に進入した際に、対向車線から相手方配偶者の運転する車両が右折進入したため、双方の車両が衝突し、相手方の車両に損害を与えた。
- 4 事故処理方法 示談による処理

報告第13号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成26年12月1日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第12号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、倉吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

平成26年11月13日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

倉吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年倉吉市条例第34号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（他の法律による給付との調整）</p> <p>第7条 略 2～6 略</p> <p>7 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</p> <p>（1） 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付</u></p> <p>（2） 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号に定める給付（葬祭補償の額に関する暫定措置）</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（他の法律による給付との調整）</p> <p>第7条 略 2～6 略</p> <p>7 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</p> <p>（1） 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付</u></p> <p>（2） 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号に定める給付（葬祭補償の額に関する暫定措置）</u></p>

附 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

議案第83号

倉吉市情報公開条例及び倉吉市個人情報保護条例の一部改正について

次のとおり倉吉市情報公開条例及び倉吉市個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年12月1日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市情報公開条例及び倉吉市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(倉吉市情報公開条例の一部改正)

第1条 倉吉市情報公開条例(平成13年倉吉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除号」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、公営企業の管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。)及び議会をいう。</p> <p>2 略</p> <p>(開示の請求権)</p> <p>第5条 <u>何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、公文書の開示を請求することができる。</u></p> <p>(開示請求に対する決定及び通知)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条第2項の補正が正当な理由なく行われないとき、第13条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。この場合において、期間の経過により開示しない旨の決定をした理由がなくなることが明らかであるときは、その時期を併せて通知しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、公営企業の管理者及び議会をいう。</p> <p>2 略</p> <p>(開示の請求権)</p> <p>第5条 <u>次に掲げるものは、実施機関に対して、公文書の開示(第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。)</u>を請求することができる。</p> <p>(1) <u>市内に住所を有する者</u></p> <p>(2) <u>市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u></p> <p>(3) <u>市内に所在する学校に在学する者</u></p> <p>(4) <u>市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの</u></p> <p>(開示請求に対する決定及び通知)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(第13条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。この場合において、期間の経過により開示しない旨の決定をした理由がなくなることが明らかであるときは、その時期を併せて通知しなければならない。</p>

(開示決定等の時期)

第8条 略

2 略

3 実施機関は、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等を行う期限

(開示の方法)

第9条 略

2 略

3 実施機関は、前項の規定により閲覧又は視聴の方法により公文書を開示する場合において、当該公文書に開示しない部分があるとき、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより開示を行うことができる。

(開示の義務)

第10条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に該当する情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公にすることができないと明示されている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に

(開示決定等の時期)

第8条 略

2 略

(開示の方法)

第9条 略

2 略

3 実施機関は、閲覧又は視聴の方法により公文書を開示する場合において、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるとき認めるときは、当該公文書の写しにより開示を行うことができる。

(開示の義務)

第10条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に該当する情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定より公にすることができないと明示されている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公

関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報を除く。）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ 略

(4) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの

(6) 市の機関の内部若しくは相互間又は市の機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正、かつ、能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正、かつ、円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 公営企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

関に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該個人情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ 略

(4) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

<p>(8) 略</p> <p>(公文書の部分開示)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(公文書の存否に関する情報)</p> <p>第13条 略</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第13条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成され、かつ、当該他の実施機関が開示決定等を行うことが開示請求者の利益を損なわないと認められるときその他他の実施機関が開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第14条 開示請求に係る公文書に開示請求者又は国等以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(6) 略</p> <p>(公文書の部分開示)</p> <p>第11条 略</p> <p>(公文書の存否に関する情報)</p> <p>第13条 略</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第14条 開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2及び3 略</p>
--	--

(倉吉市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 倉吉市個人情報保護条例(平成17年倉吉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、公</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、公</p>

営企業の管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）及び議会をいう。

(2)～(6) 略

（保有個人情報の開示義務）

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 開示請求者（未成年者又は、成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求する場合にあっては、当該本人をいう。次号及び次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人が識別され若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報を除く。）

(3)～(6) 略

（開示請求に対する措置）

第20条 略

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（第15条第3項の補正が正当な理由なく行われないとき、前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

営企業の管理者及び議会をいう。

(2)～(6) 略

（保有個人情報の開示義務）

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 開示請求者（未成年者又は、成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求する場合にあっては、当該本人をいう。次号及び次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人が識別され若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(6) 略

（開示請求に対する措置）

第20条 略

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

<p>(開示の実施)</p> <p>第24条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、<u>当該保有個人情報に開示しない部分があるとき</u>、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(開示の実施)</p> <p>第24条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第84号

倉吉市地域産業振興基金条例の制定について

次のとおり倉吉市地域産業振興基金条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年12月1日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市地域産業振興基金条例

(設置)

第1条 市の地域産業の振興を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、倉吉市地域産業振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 85 号

倉吉市立保育所条例の一部改正について

次のとおり倉吉市立保育所条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 1 日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市立保育所条例の一部を改正する条例

倉吉市立保育所条例（昭和49年倉吉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前																														
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定により、倉吉市立保育所の設置及び管理について必要な事項を<u>定めるものとする。</u></p> <p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 倉吉市立保育所を設置し、名称、位置及び定員を次のように定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">定員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉吉市立上井保育園</td> <td>倉吉市福庭町二丁目</td> <td style="text-align: center;">75</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>倉吉市立社保育園</td> <td>倉吉市国分寺</td> <td style="text-align: center;">80</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員(人)	倉吉市立上井保育園	倉吉市福庭町二丁目	75	略			倉吉市立社保育園	倉吉市国分寺	80	略			<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定により、倉吉市立保育所の設置及び管理並びに法第24条第1項の規定による保育所における保育を行うことについて必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 倉吉市立保育所を設置し、名称、位置及び定員を次のように定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">定員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉吉市立上井保育園</td> <td>倉吉市福庭町二丁目</td> <td style="text-align: center;">60</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>倉吉市立社保育園</td> <td>倉吉市国分寺</td> <td style="text-align: center;">60</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(保育所における保育を行う基準)</u></p> <p>第3条 保育所における保育は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1) <u>居宅外で労働することを常態としていること。</u></p> <p>(2) <u>居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</u></p> <p>(3) <u>妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</u></p> <p>(4) <u>疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</u></p> <p>(5) <u>長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。</u></p>	名称	位置	定員(人)	倉吉市立上井保育園	倉吉市福庭町二丁目	60	略			倉吉市立社保育園	倉吉市国分寺	60	略		
名称	位置	定員(人)																													
倉吉市立上井保育園	倉吉市福庭町二丁目	75																													
略																															
倉吉市立社保育園	倉吉市国分寺	80																													
略																															
名称	位置	定員(人)																													
倉吉市立上井保育園	倉吉市福庭町二丁目	60																													
略																															
倉吉市立社保育園	倉吉市国分寺	60																													
略																															

	<p>(6) <u>震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</u></p> <p>(7) <u>市長が認める前各号に類する状態にあること。</u></p> <p><u>(入所の承諾)</u></p> <p>第4条 <u>保育所に入所させようとする保護者は、市長の承諾を得なければならない。</u></p>
<p>(要保育児童以外の児童の<u>取扱い</u>)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(要保育児童以外の児童の<u>取扱い</u>)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(要保育児童の保育料)</u></p> <p>第6条 <u>法第56条第3項の規定により徴収する保育の費用は、扶養義務者から徴収する。その額は、市長が別に定める。</u></p> <p>2 <u>市長は、特別の事由があると認めたときは、前項の額を減額し、又は免除することができる。</u></p>
<p>(<u>委任</u>)</p> <p>第4条 <u>この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p>(<u>規則への委任</u>)</p> <p>第7条 <u>この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。</u></p>

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

議案第86号

倉吉市国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり倉吉市国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年12月1日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

倉吉市国民健康保険条例（昭和63年倉吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認める場合は、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認める場合は、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第87号

財産の減額譲渡について

次のとおり財産を減額して譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年12月1日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 減額譲渡の目的 河北土地区画整理事業により整備した土地について、現在土地を使用している学校法人及び社会福祉法人に減額譲渡することにより、私学振興及び社会福祉向上を図るため。
- 2 財産の種類 土地
- 3 所在地 別表のとおり
- 4 数量 別表のとおり
- 5 譲渡価額 別表のとおり
- 6 譲渡の相手方 別表のとおり

別表

所在地	数量	譲渡価額	譲渡の相手方
倉吉市福庭町一丁目 157 番	592.51 m ²	208,000 円	倉吉市福庭町一丁目180番地 学校法人松柏学院 理事長 伊藤 厳一
倉吉市海田西町二丁目 252 番	378.29 m ²	1,280,000 円	倉吉市海田西町二丁目251番地 社会福祉法人あゆみ会 理事長 山田 知親

議案第88号

エキパル倉吉及び倉吉市駐車場の指定管理者の指定について

次のとおりエキパル倉吉及び倉吉市駐車場の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年12月1日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

1 管理を行わせる施設の名称及び位置

名称	位置
エキパル倉吉	倉吉市上井
倉吉駅北口駐車場	倉吉市大平町
倉吉駅南口駐車場	倉吉市上井

2 指定管理者

倉吉市上井195番地12号
特定非営利活動法人ふるさと遊誘駅舎館
理事長 牧野 光照

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第89号

倉吉市営温水プールの指定管理者の指定について

次のとおり倉吉市営温水プールの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年12月1日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

1 管理を行わせる施設の名称及び位置

倉吉市営温水プール

倉吉市駄経寺町

2 指定管理者

倉吉市米田町二丁目95番地

株式会社リースキン倉吉

代表取締役 照下 耕治

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第90号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成10年鳥取県指令市振3第1号）の一部を変更する協議をすることについて、同法第291条の11の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年12月1日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成10年県指令市振3第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第18条関係）		別表（第18条関係）	
区分	負担割合	区分	負担割合
略		略	
滞納整理費	基本負担割 40% 均等割 30% 人口割 70% （最近の国勢調査人口による負担割合） 受託人数割 30% （前年度の受託人数による負担割合） 受託金額割 10% （前年度の受託金額による負担割合） 実績割 20% （前年度の徴収金額及び滞納処分 の停止相当として受託取消した金額による負担割合） 取立訴訟（民事執行法（昭和54年法律第4号）第157条第1項に規定する取立訴訟をいう。以下同じ。）に係る経費は、当該取立訴訟案件の委託市町が負担する。 取立訴訟による徴収金額は、翌年度の実績割には算入しない。	滞納整理費	基本負担金 均等割 30% 人口割 70% （最近の国勢調査人口による負担割合） 件数割（移管件数1件当たり1,000円） 徴収実績割（徴収した金額の30%） 取立訴訟（民事執行法（昭和54年法律第4号）第157条第1項に規定する取立訴訟をいう。以下同じ。）に係る経費は、当該取立訴訟案件の移管市町が負担する。 取立訴訟による徴収金額は、翌年度の徴収実績割には算入しない。
略		略	

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。